


西村あさひ法律事務所

ベトナム：外国裁判所の判決および決定ならびに外国仲裁判断の承認および執行に関する統計

アジアニューズレター

2021年11月8日号

執筆者：

E-mail  [今泉 勇](mailto:imizu@nishimura-asahi.com)E-mail  [ヴ・レ・バン](mailto:vleban@nishimura-asahi.com)

2020年9月25日、ベトナム法務省は、2012年1月1日から2019年9月30日までに申し立てられた、ベトナムにおける外国裁判所の判決及び決定並びに外国仲裁判断の承認及び執行に関する基本的な情報を含むデータベース(「データベース」)を導入しています。データベースは、包括的なものではなくその導入以来定期的に更新されてはいないものの、その公表は、ベトナムにおける外国裁判所の判決及び決定並びに外国仲裁判断の承認及び執行に関するデータへのアクセスにおける画期的な出来事です¹。

1. 外国裁判所の判決及び決定

民事訴訟法²に基づき、外国裁判所の判決及び決定³は、(i)判決及び決定が下された国及びベトナムが締約国である国際条約に当該承認及び執行が明記されている場合、(ii)ベトナム及び、判決及び決定が下された国がそのような国際条約に加入していない場合には相互主義原則に基づいて、又は(iii)ベトナム法に基づき承認及び執行が認められている場合、ベトナムにて承認され、執行されます。国際条約に関して、ベトナムは、これまでに外国裁判所の判決及び決定の承認及び執行を明記した、異なる国々との間の相互司法支援に関する19の二国間協定を締結しています。これらの司法支援協定に基づき、外国裁判所の判決及び民事問題に関する決定、並びに締約国の領域内で下される刑事裁判における民事損害賠償に関する決定は、ベトナムで承認され、執行されることがあります⁴。日本での判決及び決定は、上記(i)の要件を満たしませんが、当該判決の承認及び執行は、(ii)及び(iii)に関するベトナム法及びベトナム管轄当局の決定に服することになります。

データベースによれば、2012年1月1日から2019年9月30日までの間に、ベトナムの様々な裁判所に外国裁判所の判決及び決定の承認及び執行を求める26件の申立が提出されましたが、ベトナムの裁判所によって承認され、執行された裁判所の判決及び決定は、12件(申立全体の約46%)に留まります。申立のうち、商取引関連のものは7件存在し、そのうち4件(商取引関連の約57%)がベトナムの裁判所の承認を得ています。承認され執行された裁判所の判決及び決定は、韓国(5件)、ドイツ(2件)、ロシア(1件)、ポーランド(1件)、シンガポール(1件)、台湾(1件)、チェコ(1件)からのものです。以下の図表は、各年における外国裁判所の判決及び決定の承認及び執行に関するデータベースの具体的な統計を示しています⁵。

¹ <https://moj.gov.vn/ttp/Pages/dlcn-va-th-tai-Viet-Nam.aspx?fbclid=IwAR1wTsvb5SI.61pjUiNMLqyP3XoWsNlzAi.GgZCsp1D44t0a8RI5eF4pqAM>(ベトナム語のみ)。

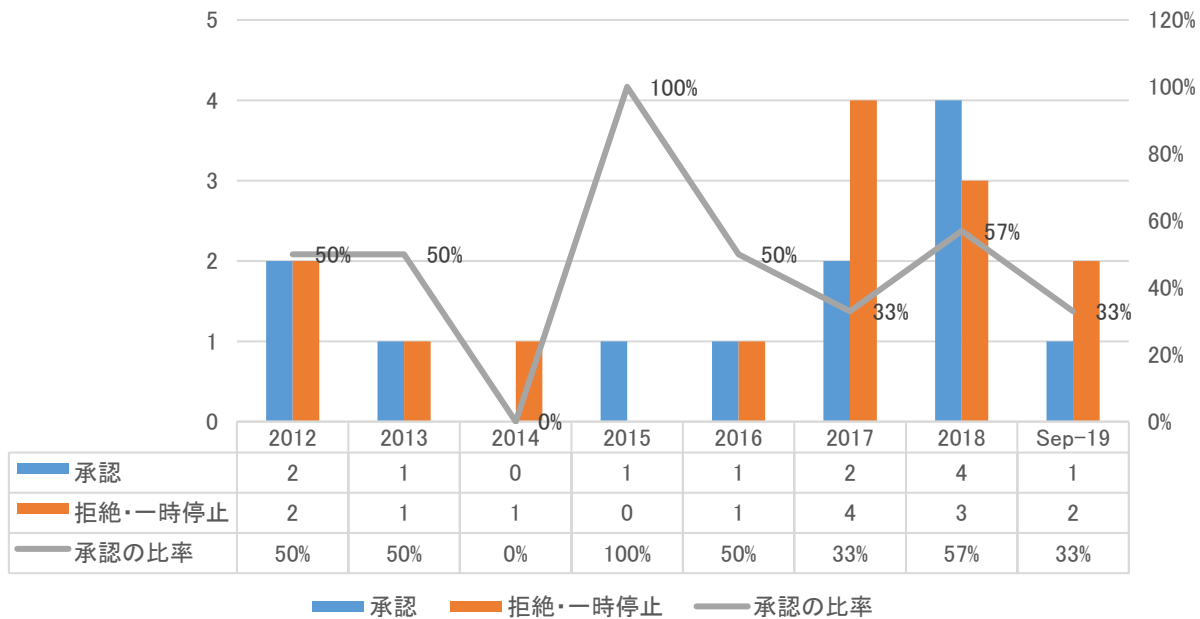
² ベトナム国民議会により2015年11月25日に発出された民事訴訟法 No.92/2015/QH13。

³ 民事訴訟法 423 条に従い、ベトナムにおける承認及び執行の資格を有する裁判所の判決は、民事、婚姻及び家族、事業、貿易、労働、資産に関する決定又は刑事上及び行政上の決定に関係しなければなりません。

⁴ 最高人民裁判所により2021年3月17日に発出された司法支援及び外国への書類提出に関する公式書簡 No.33/TANDTC-HTQT の表 No.1。

⁵ 第一審及び控訴審のいずれにおいても、事件によっては、外国裁判所の判決・決定の承認及び執行に関する裁判所の最終決定がなされた年に相当するものとなっています。

2012年1月1日から2019年9月30日までの外国裁判所の判決・決定の承認執行



上記統計によれば、外国裁判所の判決及び決定の承認及び執行状況は、時とともに変動しています。近年、承認及び執行のための申立の総数は増加していますが、2017年、2018年及び2019年において、申立が承認された割合は、それぞれ33%、57%及び33%に留まっています。合計で、一時停止されたものは9件、拒絶されたものは5件でした。ベトナム裁判所が異議申立を却下する理由としては、①外国裁判所が適法に召喚又は文書送達をしなかったことにより、判決及び決定の承認及び執行を求められていた当事者が審理に欠席した(1件)、②外国裁判所の判決及び決定の承認及び執行がベトナム法の基本原則に反する(2件)、③ベトナム裁判所が相互主義原則を適用する理由がないと判断した(1件)、④外国裁判所の判決及び決定が無効又は取り消された(1件)という場合を含みます。

2. 外国仲裁判断

民事訴訟法に基づき、外国仲裁判断は、(i)外国仲裁判断の承認及び執行に関する国際条約をベトナムとの間で締結した外国において出された場合、又は(ii)当該国際条約が存在しない場合には相互主義の原則に基づいて、ベトナムにて承認され、執行されます⁶。これに関連して、ベトナムは1995年以来ニューヨーク条約⁷の締約国であり⁸、ニューヨーク条約の締約国はこれまでに168か国ある⁹ことから、世界のほとんどの国に由来する外国仲裁判断はベトナムで認められ、執行されることができると考えられます。

データベースによれば、2012年1月1日から2019年9月30日までの間に、ベトナムの裁判所に83件の外国仲裁判断の承認及び執行を求める申立が提出され、そのうち41件が承認されました。これは、提出された申立総数の約49%に相当します。仲裁地に関する情報は示されていませんが、データベースによれば、承認及び執行された仲裁判断は、ドイツ(14件)、シンガポール(7件)、イギリス(7件)、香港(2件)、韓国(2件)、国際綿花協会(2件)、常設仲裁裁判所(1件)、日本(1件)、アメリカ合衆国(1件)、ロシア(1件)、中国(1件)、ブルガリア(1件)、ウクライナ(1件)におけるものでした。各年度における外国仲裁判断の承認及び執行に関するデータ

⁶ 民訴法 424 条

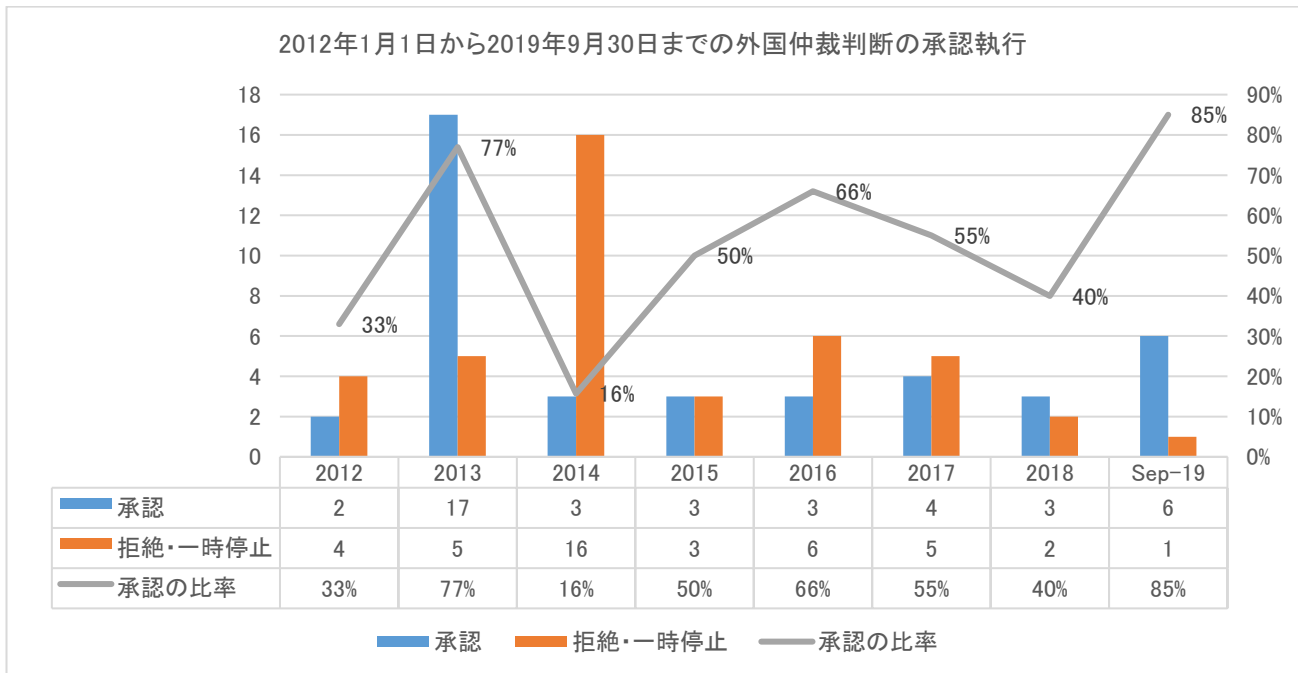
⁷ 1958 年外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約

⁸ https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/conventions/foreign_arbitral_awards/status2

1995 年 7 月 28 日ベトナム大統領決定 No.453/QD-CTN

⁹ https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/conventions/foreign_arbitral_awards/status2

ベースの具体的な統計は、次のとおりです。



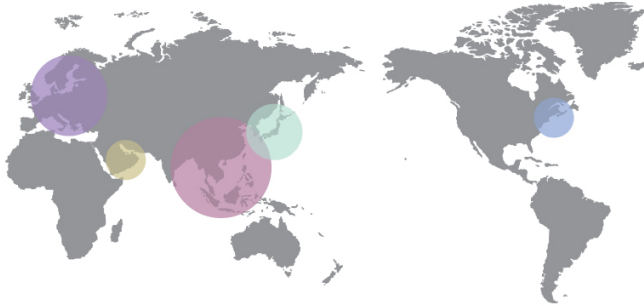
上記統計によれば、外国裁判所の判決及び決定と同様に、外国仲裁判断の承認及び執行に成功した割合は、年々変動しており、2019年には承認の比率が、申立全体の85%と増加しました。統計期間中、一時停止された申立は12件、拒絶された申立は30件でした。外国仲裁判断の承認及び執行を拒絶する一般的な理由には、(i)仲裁人の任命及び外国仲裁裁判所における紛争解決のための手続について当事者が適時に承認及び執行を求められていない(27件)、(ii)外国仲裁判断の承認及び執行がベトナムの法律の基本原則に反する(10件)、(iii)仲裁合意を締結する権限又は署名手続が遵守されていない当事者(6件)が含まれます。上記(ii)に定める「ベトナムの法律の基本原則に反する」という部分の解釈は、法令上も実務上も、明確ではありません。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#)

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
臼杵弘宗
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子
中川佳宣

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所